

令和2年5月12日

関係各位

ジョブコーチ連絡協議会
会長 酒井 菜子



新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の影響に対する緊急要望」の回答について

ジョブコーチ連絡協議会として新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下でのジョブコーチ支援(職場適応援助者支援)について厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課に対し4月23日に要望書を提出し(別添参照)、回答が示されましたので情報提供致します。

記

○要望1

新型コロナウイルス感染症の影響による「障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)」の扱いに関し、対面でなくとも顔の見える方法(Skype、Zoom等)であれば助成金対象と認めるという対応については、各都道府県労働局により見解にばらつきが見られるため、全国の労働局及び認定法人への周知徹底をお願いしたい。

【回答】

全国への周知を徹底することとする。

○要望2

緊急事態宣言への対応を理由として職場適応支援の実施が困難となった場合に「顔の見える形での代替え手段」で支援実績と認められたが、特例的に電話、Line、メール等、顔が見えない手段による連絡調整についても実績として認められるようお願いしたい。

【回答】

就労定着支援事業においては電話等による支援も定着支援の扱いとして認められているところであるが、職場適応援助者による支援は1回毎の支援に対する助成金であり、質を担保する意味でも一定のハードルを設けることは必要である。

○要望3

職場適応援助者の支援の場所として、在宅就業も認めていただきたい。

【回答】

事業所訪問せずに支援を行った場合(在宅勤務の支援対象障害者の自宅等を訪問して支援を行った場合やICT等を活用して遠隔支援を行った場合等につき)、支援の対象とする。ただし、その場合、支援日の調整や支援内容の報告・雇用管理上の助言は、事業所に対して行う必要がある(電話・メール等でも可能)。

○要望4

支援実績の根拠については、本人や企業担当者のサインを得ることが必要であるが、非常事態の現状にそぐわない点が多く、可能な限り柔軟な方法を検討していただきたい。

【回答】

様式第9号へのサイン又は押印を支援当日に事業所が行うことが困難な場合には、後日訪問した際や様式第9号の郵送により、事業所のサイン又は押印を行ってもらおう。または、事業所がサイン又は押印した様式第9号をPDF化したものを印刷し、添付しても差し支えない。

○要望5

支援計画通りの実施が難しい状況が頻出しているが、支援計画変更を職業センターと協議して進めることも困難な状況であるため、期間の短縮または延長、支援の場所や支援内容の変更等の承認について、口頭協議の上、書類による確認は事後にする方法など、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい。

【回答】

外出自粛等様々な状況により、センターへの変更手続きが事前に行えない場合は、メール等によりセンターに対して事前に相談・協議し、センターが支援内容の変更を了承した日（メールやFAX等により確認できる場合に限る。）を追って計画の変更日として取り扱うこととする。

○要望6

職場適応援助者養成研修受講者については、「訪問型及び企業在籍型職場適応援助者養成研修に関する受講料を養成研修の修了後6か月以内に初めての支援を実施した場合に受講料の1/2が支給」されることとなっているが、支援の開始ができない状況もあり、6カ月の期限を1年間に延長するなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい。

【回答】

修了後早期に支援を行うことが困難となる場合もあるため、緊急事態宣言の期間の末日の翌日から6ヶ月以内に初めての支援を行った場合については、研修修了日から6ヶ月以内に初めての支援を行ったとみなすこととする。（修了日が令和元年8月1日から緊急事態宣言期間の末日までの研修受講者が対象）